

おしらせHOTコーナー

* 子家庭に生活の安定と自立を促進するため、手当を支給する制度。
 * 手当を受けられる方は、(一定の障がいのある場合)18歳まで(一定の障がいのある場合)20歳未満の子どもを育てている、母または養育者(親がない子どもを親に代わって育てている方)で、遺族年金等が受けられない方です。

* 子家庭に生活の安定と自立を促進するため、手当を支給する制度。
 * 手当を受けられる方は、(一定の障がいのある場合)18歳まで(一定の障がいのある場合)20歳未満の子どもを育てている、母または養育者(親がない子どもを親に代わって育てている方)で、遺族年金等が受けられない方です。

* 子家庭に生活の安定と自立を促進するため、手当を支給する制度。
 * 手当を受けられる方は、(一定の障がいのある場合)18歳まで(一定の障がいのある場合)20歳未満の子どもを育てている、母または養育者(親がない子どもを親に代わって育てている方)で、遺族年金等が受けられない方です。

* 子家庭に生活の安定と自立を促進するため、手当を支給する制度。
 * 手当を受けられる方は、(一定の障がいのある場合)18歳まで(一定の障がいのある場合)20歳未満の子どもを育てている、母または養育者(親がない子どもを親に代わって育てている方)で、遺族年金等が受けられない方です。

ふれあい福祉コーナー

ひとり親家庭等医療費助成：母子家庭や父子家庭または親がない家庭でいる養育者家庭に対し、医療費の一部を助成する制度。

母子家庭や父子家庭または親がない家庭の18歳まで(一定の障がいのある場合)20歳未満の児童と、それぞれの母または父もしくは養育者の方です。

* 申請には所得制限があります。

母子家庭自立支援事業

(1) 教育訓練給付金：母子家庭の母に対する自立の促進を図るため、医療事務、ホームヘルパー、簿記などの就業に必要な資格を取得するための費用を助成。

助成を受けられる方は、①児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得であること。②雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。③就業するために、教育訓練を受けたことがないこと。

母子家庭や父子家庭または親がない家庭の18歳まで(一定の障がいのある場合)20歳未満の児童と、それぞれの母または父もしくは養育者の方です。

お水がおいしい！



6月1日、水道週間の一環として市の水道をPRするため、浄水場見学会や利き水などが、水道部の施設で行われました。

見学に訪れた皆さん、中央浄水場の見学で水道水が各家庭へ届けられるルートや災害時の水の確保などを学びました。また、利き水コーナーでは、市の水道水とペットボトルの水を飲み比べ、「こっちのお水がおいしい！」と水道水がおいしいことが分かりました。

かえるが折れたよ！



6月21日、資料館で『折り紙を折って楽しもう講座』が開催されました。

資料館ボランティアの指導により、18人の参加者は和気あいあいとした雰囲気の中、うさぎやペンギン、猫などさまざまな形を作り上げていました。

「かえるを折るのがむずかしかったけど、教えてもらいたい楽しかった。」「いろいろな物が、折れるようになってうれしい。」と、参加者は、満足げに自作の折り紙眺めていました。

いきいきやしお写真館

「子育て支援ひろば」オープン！



6月25日、保健センターに「子育て支援ひろば」が開設され、約150人の来場者で賑わいました。

多田市長と一緒に渋谷さん親子、浦橋さん親子にくす玉を割っていただき、バルーンアートの実演や手遊び・パネルシアターなどの催しを楽しみました。

これからも、身体測定日を設けたり、お子さんの栄養相談や健康に関する話、絵本の読み聞かせ、手遊びなども行っていく予定です。また、お子さんとのんびり遊ぶこともできます。

子育て親子（おおむね3歳未満の児童と保護者）が集まる場所ですので、お気軽にご利用ください。

「子育て支援ひろば」に遊びに来てください！

毎週月・水・木曜日（祝日、年末年始を除く）

午前10時～午後3時

※ただし、7月・8月開催日に変更があるので、ご注意ください。

7月14日(月)→15日(火)

8月20日(水)→19日(火)

場子育て支援ひろば（保健センター1階）

持スリッパ

費無料。ただし事業によっては実費負担あり



7・8月の主な予定

▼7月16日(水) 午前11時～正午 栄養相談

▼7月23日(水) 午前10時～正午 身体測定

▼8月19日(火) 午前10時～正午 身体測定

※予約は必要ありません。

※駐車場が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

問子育て支援課 ☎ 480